

外国人の商業投資に関する管理規定

第 1 条 対外開放をさらに拡大し、市場流通システムの確立を完全なものにするため、「中華人民共和国中外合弁企業法」、「中華人民共和国中外合作経営企業法」、「中華人民共和国外資独資企業法」及び「会社法」などの法律ならびに行政法規に基づき、本管理弁法を制定する。

第 2 条 外国の会社、企業及びその他経済組織または個人(以下“外国投資者”)が中国国内において外商投資商業企業を設立し、経営活動に従事する場合、本管理弁法を遵守しなければならない。

第 3 条 外商投資商業企業とは、以下の経営活動に従事する外商投資企業を指す。

1)コミッション代理とは、貨物の販売代理業者、仲介人もしくは競売人またはその他卸売業者が費用を受け取り、契約に基づき他人の物品を販売することおよびこれに関連する付随サービスをいう。

2)卸売とは、小売業者並びに工業、商業及び機構などの顧客またはその他の卸売業者に対して物品を販売すること及びこれに関連する付随サービスをいう。

3)小売とは、固定の場所においてまたはテレビ、電話、通信販売、インターネット、自動販売機を通じ、個人または団体の消費のために物品を販売すること及びこれに関連する付随サービスをいう。

4)フランチャイズとは、報酬または約定の費用を得るため、契約を締結することにより他人にその商標商号または経営モデルなどを使用する権利を与えることをいう。

外国の会社、企業及びその他経済組織または個人は、必ず中国国内に設立した外商投資企業を通じて、前項第 1)号、第 2)号、第 3)号及び第 4)号に定める経営活動に従事しなければならない。

第 4 条 外商投資商業企業は中華人民共和国の法律、行政法規および関連規則を遵守しなければならない。その正当な経営活動及び合法権益は中国法の保護を受ける。

第 5 条 国家商務主管部門は、法に従い外商投資商業分野および企業の経営活動に対して監督および管理を行う。

第 6 条 外商投資商業企業の外国投資者は、良好な信用を有しなければならない。中国の法律、行政法規および関連規則に違反する行為があってはならない。比較的強大な経済力、先進的な商業経営管理経験および営業販売技術、広範な国際販売ネットワークを有する外国投資者が外商投資商業企業を設立、運営することを奨励する。

第 7 条 外商投資商業企業は、次の各号にあげる条件に合致しなければならない。

- 1)最低登録資本が「公司法」の関連規定に合致すること。
- 2)外商投資商業企業の登録資本および投資総額に関する規定に合致すること。
外商投資商業企業の経営期間は原則として 30 年を越えず、中西部地区に設立された外商投資商業企業の経営期間は原則として 40 年を越えないこと。

第 8 条 外商投資商業企業が店舗を開設するにあたっては、次の各号にあげる条件に合致しなければならない。

- 1)商業企業の設立申請と同時に店舗の設立を申請する場合、都市発展及び都市商業発展の関連規定に合致しなければならない。
- 2)すでに設立を認可された外商投資商業企業が店舗の増設を申請する場合、第 1)号の要求に合致するほか、さらに以下の条件にも合致しなければならない。
期日どおりに外商投資企業共同年度検査に参加し、かつ年度検査に合格すること。
外商投資商業企業の登録資本を全額払い込むこと。

第 9 条 外商投資商業企業は、認可を得て次の各号にあげる業務を行うことができる。

- 1)小売業務に従事する外商投資商業企業。 商品の小売； 自営商品の輸入； 国内製品の購入輸出； その他関連付随業務。
- 2)卸売業務に従事する外商投資商業企業。 商品の卸売； コミッション代理（競売を除く）； 商品の輸出入； その他関連する付随業務。

外商投資商業企業は、フランチャイズ方式により他人に店舗を開設させることができる。

外商投資商業企業は認可を得て一種または数種の販売業務に従事することができ、その取扱う商品の種類は契約、定款の経営範囲に関する内容において明記しなければならない。

第 10 条 外商投資商業企業の設立および店舗の開設は、以下の手続に従い行う。

- 1)外商投資商業企業の立案、フィジビリティ・スタディ報告並びに企業設立の第 1 次申請および審査認可。
- 2)本条第 1 項第 3)号、第 4)号に別途規定する場合を除き、設立予定の外商投資商業企業の投資者、または店舗の開設を申請する、すでに設立されている外商投資商業企業は、外商投資商業企業登録地の省級商務主管部門に、第 12 条および第 13 条に規定する申請文書をそれぞれ送付しなければならない。省級商務主管部門は送付文書に対して仮審査を行った後、すべての申請文書を受領した日から 1 ヶ月以内に当該文書を商務部に送付しなければならない。商務部はすべての申請文書を受領した日から 3 ヶ月以内に認可する可否かを決定し、設立を認可する場合は「外商投資企業認可証書」を発行し、設立を認めない場合はその理由を説明しなければならない。

商務部は本規則に従い省級商務主管部門に上記申請の審査認可権限を授けることができる。

- 3) 小売業務に従事する外商投資商業企業がその所在地の省級行政区域内で店舗を開設する場合において、以下の条件に合致し、かつ経営範囲がテレビ、電話、通信販売、インターネットまたは自動販売機による販売ならびに本規則第17条、第18条にあげる商品に及ばないときは、その省級商務主管部門がその審査認可権限内において審査認可を行い、かつ商務部に届出る。 1 店舗の営業面積が3000㎡をこえず、かつ店舗数が3店舗を越えず、その外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国に開設した同種店舗の総数が30店舗を越えない場合 1 店舗の営業面積が3000㎡をこえず、かつ店舗数が3店舗を越えず、その外国投資者が設立した外商投資商業企業を通して中国に開設した同種店舗の総数が300店舗を越えない場合。

第11条 投資者は、認可証書を受領した日から1ヶ月以内に、「外商投資企業認可証書」を持参して、工商行政管理機関において登記手続を行わなければならない。

第12条 外商投資商業企業の設立を申請する場合は、下記の文書を送付しなければならない。

- 1) 申請書。
- 2) 各投資者が共同で署名したフィジビリティ・スタディ報告書。
- 3) 契約、定款(外資独資商業企業は定款のみ送付)およびその付属文書。
- 4) 各投資者の銀行信用証明、登記登録証明(写し)、法定代表者証明(写し)、外国投資者が個人である場合は、身分証明を提供しなければならない。
- 5) 各投資者の会計士事務所の会計監査を経た直近1年間の会計監査報告書。
- 6) 中国投資者が中外合弁、合作商業企業に投資する国有資産に関する評価報告書。
- 7) 設立予定の外商投資商業企業の輸出入商品リスト。
- 8) 設立予定の外商投資商業企業の董事会の構成員名簿および各投資者の董事任命書。
- 9) 工商行政管理部門が発行した企業名称仮審査通知書。
- 10) 開設予定店舗が使用する土地の使用権証明文書(写し)及び/または建物賃貸借協議書(写し)。ただし、営業面積が3000㎡以下の店舗を開設する場合はこの限りでない。
- 11) 開設予定店舗の所在地の政府商務主管部門が発行した都市発展および都市商業発展の要求に合致する旨の説明文書。
法定代表者でない者が文書に署名する場合は、法定代表者の委託授權書を提出しなければならない。

第13条 すでに設立されている外商投資商業企業が店舗の開設を申請する場合は、下記の文書を送付しなければならない。

- 1) 申請書。
- 2) 契約、定款を修正した場合は、修正後の契約、定款を提出しなければならない。
- 3) 店舗開設に関するフィジビリティ・スタディ報告書。
- 4) 店舗開設に関する董事会決議。

- 5) 企業の直近 1 年間の会計監査報告書。
- 6) 企業の出資検査報告書(写し)。
- 7) 各投資者の登記登録証明(写し)、法定代表者証明(写し)。
- 8) 開設予定店舗が使用する土地の使用権証明
文書(写し)および/または建物賃貸借協議書(写し)。ただし、営業面積が 3000 m²以下の店舗を開設する場合はこの限りでない。
- 9) 開設予定店舗の所在地の政府が発行した都市発展および都市商業発展の要求に合致する旨の説明文書。
法定代表者でない者が文書に署名する場合は、法定代表者の委託授權書を提出しなければならない。

第 14 条 外商投資商業企業が締結した商標または商号の使用許諾契約、技術移転契約、管理契約、サービス契約などの法律文書は、契約の付属文書として(外資独資商業企業の場合は定款の付属文書として)、まとめて送付しなければならない。

第 15 条 外商投資商業企業が開設する店舗の使用地は、国の土地管理に関する法律、行政法規の規定に従い、公開入札、競売、公開掲示などの方式によって商業用地を取得しなければならない。

第 16 条 外商投資商業企業が、国が特別規定を定める商品ならびに割当額および許可証管理にかかわる輸出入商品を取扱う場合、国の関連規定に従い手続を行わなければならない。

第 17 条 外商投資商業企業が下記の商品を取扱う場合、本規則の規定に合致していなければならないほか、さらに下記の規定にも合致しなければならない。

外商投資商業企業が図書、新聞、定期刊行物を取扱う場合、「外商投資図書、新聞、定期刊行物代理販売外商投資商業企業管理規則」に合致していなければならない。

外商投資商業企業がガソリンスタンドを経営し、石油製品小売に従事する場合、安定した石油製品供給ルートを有し、当地のガソリンスタンド建設計画に合致していなければならない。経営施設が現行の国家基準および計量検定規程の規定に合致し、消防、環境保護などの要求に合致していなければならない。具体的実施規則は、商務部が別途定める。

外商投資商業企業が薬品を取扱う場合、国の薬品販売に関する管理規定に合致していなければならない。具体的実施規則は、商務部が別途定める。

外商投資商業企業が自動車を取扱う場合、認可された経営範囲内において経営を行わなければならない。具体的実施規則は、商務部が別途定める。

本規則第 18 条および本条が別途定める場合を除き、外国投資家が農副産品、農業生産手段の商業企業を設立するときは、地域、持分比率および投資金額の制限を受けないものとする。

卸売に従事する外商投資商業企業は、2004 年 12 月 11 日までは医薬品、農薬および農業用プラスチック・フィルムを取り扱ってはならず、2006 年 2 月 11 日までは化学肥料、石

油製品および原油を取扱ってはならない。

小売に従事する外商投資商業企業は2004年12月11日までは薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルムおよび席有製品を取扱ってはならず、2006年12月11日までは化学肥料を取扱ってはならない。

卸売に従事する外商投資商業企業は塩、タバコを取扱ってはならず、小売に従事する外商投資商業企業はタバコを取扱ってはならない。

第18条 同一の外国投資者が国内に開設した店舗が累計で30店舗以上となり、図書、新聞、雑誌、自動車(2006年12月11日よりこの制限を廃止する。)、薬品、農薬、農業用プラスチック・フィルム、化学肥料、石油製品、穀物、植物油、砂糖および綿花などの商品を含む商品を取扱い、かつ上記商品が異なるブランドに属し、異なる供給者によって供給されている場合、外国投資者の出資比率は49%を越えてはならない。

第19条 外商投資商業企業は、フランチャイズ方式によって他人に店舗を開設させる場合、本規則の規定を遵守しなければならないほか、国がフランチャイズ活動について別途関連法律、行政法規の規定している場合には、その規定も遵守しなければならない。

第20条 外商投資商業企業が競売業務を行う場合、「競売法」、「文物法」などの関連法律に合致しなければならない。商務部がこれを審査認可するものとする。具体的実施規則は別途定める。

第21条 2004年12月11日より、外資独資商業企業の設立を認める。

第22条 小売に従事する外商投資商業企業およびその店舗の設立地域は、2004年12月11日までは省都、自治区首府、直轄市、計画単列市及び経済特区に限る。2004年12月11日以後は、地域制限を廃止する。

卸売に従事する外商投資商業企業については、本規則の施行日より地域制限を廃止する。

第23条 外商投資企業が国内において商業分野に投資する場合、「外商投資企業の国内投資に関する暫定規定」に合致し、かつ本規則を参照して行わなければならない。

第24条 外商投資商業企業以外のその他外商投資企業が本規則第3条にあげる経営活動に従事する場合、本規則の規定に合致し、かつ法に従い相応の経営範囲を変更しなければならない。

第25条 香港特別行政区、マカオ特別行政区の投資者、台湾地区の投資者が中国のその他の省、自治区、直轄市において商業企業を投資設立する場合、下記の規定のほか、本規則を参照して実行するものとする。

1)2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は大陸において外資独資

商業企業を設立することができる。

- 2) 香港、マカオの商業サービス提供者が大陸において小売企業を設立する地域範囲を地方の市に拡大し、広東省においては県級の市に拡大する。
- 3) 2004年1月1日より、香港、マカオの商業サービス提供者は、本規則の関連条項に従い大陸において自動車小売業務に従事する商業企業の設立を申請することができる。ただし、申請前3年間の年平均販売額が1億ドルを下回らず、申請前1年間の資産額が1000万ドルを下回らないものとする。内陸地域に設立される自動車小売企業の登録資本金の最低限度額は1000万人民元とする。中西部地域に設立される自動車小売企業の登録資本金の最低限度額は600万人民元とする。
- 4) 香港、マカオの永住市民の中国公民が大陸の関連法律、法規および規則に従い個人商工事業体を設立し、商業小売活動(フランチャイズを除く)を行うことを認める。その営業面積は300㎡を越えてはならない。
- 5) 本条に定める香港、マカオの商業サービス提供者はそれぞれ「大陸と香港とのより緊密な経済、貿易関係に向けた協定」および「大陸とマカオとのより緊密な経済、貿易関係にむけた協定」の「サービス提供者」の定義および関連規定の要求に合致しなければならない。

第26条 外商投資商業企業が関連の業種協会に加入し、外商投資商業企業の自律性を強化することを奨励する。

第27条 本管理弁法の解釈は、商務部が行う。

第28条 本管理弁法は、2004年6月1日より施行する。

第29条 旧国家経済貿易委員会、旧対外貿易経済合作部が共同で公布した「外商投資商業外商投資商業企業試行規則」は、本規則の施行日より廃止する。